



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*1 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

### ○ 告示

- 245 令和2年度和歌山県電気工事士免状交付業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (危機管理・消防課)..... 2
- 246 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 4
- 247 " ( " )..... 4
- 248 指定障害福祉サービス事業者の指定 ( " )..... 5
- 249 令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (医務課)..... 5
- 250 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 8
- 251 保安林予定森林 (森林整備課)..... 8
- 252 " ( " )..... 9
- 253 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 ( " )..... 9
- 254 " ( " )..... 9
- 255 " ( " )..... 10
- 256 " ( " )..... 10
- 257 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)..... 10
- 258 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 11
- 259 文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)..... 11
- 260 警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )..... 13

### ○ 公告

入札公告 (医務課)..... 15

## 規 則

### 和歌山県規則第1号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号の2様式（第4条関係） （表面）</p> <p style="text-align: center;">地方公務員災害補償 公務災害補償通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（注意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅します。</li> <li>3・4 略</li> </ol> <p>別記第1号の3様式（第4条関係） （表面）</p> <p style="text-align: center;">地方公務員災害補償 通勤災害補償通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（注意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅します。</li> <li>3・4 略</li> </ol>	<p>別記第1号の2様式（第4条関係） （表面）</p> <p style="text-align: center;">地方公務員災害補償 公務災害補償通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（注意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）<u>行わない</u>ときは、時効によって消滅します。</li> <li>3・4 略</li> </ol> <p>別記第1号の3様式（第4条関係） （表面）</p> <p style="text-align: center;">地方公務員災害補償 通勤災害補償通知書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（裏面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>（注意事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間）<u>行わない</u>ときは、時効によって消滅します。</li> <li>3・4 略</li> </ol>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第245号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、令和2年度和歌山県電気工事士免状交付業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

令和2年度和歌山県電気工事士免状交付業務

(2) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、令和2年2月21日（金）現在において、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
  - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
  - (5) 次のア及びイのいずれにも該当しない者であること。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者
    - イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (7) 和歌山県内に本社又は主たる営業所を有する法人であること。
  - (8) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けている者が属している者であること。
  - (9) 電気工事士法第4条の3の自家用電気工作物の保安に関する講習その他これに類するものとして和歌山県が認めた講習を行っている者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
    - イ 業務概要調書
    - ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
    - オ 使用印鑑届
    - カ 直近2年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）
    - キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）
      - （ア）法人税、消費税及び地方消費税
      - （イ）和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）全税目
    - ク 役員等に関する調書
    - ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
    - コ 誓約書
    - サ 2の（8）の第一種電気工事士免状の交付を受けている者が、当該法人に属していることが確認できる書類
    - シ サに該当する者に係る第一種電気工事士免状の写し（両面）
    - ス 2の（9）に該当する者であることが確認できる書類
  - (2) 資格審査申請時点で、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイ、ウ及びカからクまでに掲げる申請書類に代えることができる。
  - (3) （1）のア、イ、オ及びクからコまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和2年2月21日（金）から同年3月5日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年2月27日（木）午後5時30分までに和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 一般競争入札資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
 令和2年2月21日（金）から同年3月5日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。  
 なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は書留郵便で令和2年3月5日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。
- 5 一般競争入札資格審査申請書類の配布場所  
 和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課  
 和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
 和歌山県庁南別館3階  
 郵便番号 640-8585  
 電話番号 073-441-2263  
 ファクシミリ番号 073-422-7652  
 電子メールアドレス e0109001@pref.wakayama.lg.jp
- 6 一般競争入札資格審査の結果通知  
 一般競争入札資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を令和2年3月18日（水）までに通知する。
- 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明  
 (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。  
 (2) (1)の説明は、一般競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面により求めるものとする。  
 (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。  
 (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。  
 (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

**和歌山県告示第246号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011610031	コスモス作業所	有田郡有田川町庄1040-6	就労継続支援A型	社会福祉法人きびコスモス会	有田郡有田川町庄1040-6	令和2.2.29

**和歌山県告示第247号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250 241	はっぴーわーく	田辺市磯間24-15	就労移行支援	社会福祉法人ふたば福祉会	田辺市文里1-15-13	令和 2.3.31

## 和歌山県告示第248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250 670	ホームヘルパー つくし	田辺市新万1086 -27 2階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	一般社団法人 ぼくらの家	西牟婁郡白浜町 才野4番地の4	令和 2.2.1

## 和歌山県告示第249号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 競争入札に付する調達業務の名称及び契約期間

## (1) 調達業務の名称

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託

## (2) 契約期間

令和2年5月1日（金）から令和3年9月30日（木）までとする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決

定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (8) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体から1,000㎡以上の建築物に係る清掃業務を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (9) 過去5年間に於いて、病床数150床以上の病院から病院の清掃業務（病室清掃を含む業務に限る。）を受託し、契約期間満了まで適切にその業務を履行した実績を有する者であること。
- (10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たす者であること。
- (11) 次のアからウまでに掲げる有資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める人数の常勤の職員を配置することが可能であると認められる者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 1名以上

イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第5条第1項に規定する技能士（技能検定の職種がビルクリーニングである者に限る。） 2名以上（うち1名は1級、それ以外のものは1級又は2級であること）

ウ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施する病院清掃受託責任者講習の修了証書の交付を受け、その有効期間が満了していない者 1名以上

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

キ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

ク 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

コ 2の（8）、（9）及び（10）の要件を満たしていることを証する書類の写し

サ 2の（11）の配置可能な職員が2の（11）アからウまでの有資格者であることを証する書類の写し及び当該職員が常勤であることを確認できる資料

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1) のアからオまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和2年2月28日（金）から同年3月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成

元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目大分類「1建築物の保守管理」の小分類「1建築物清掃」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって、(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年2月28日（金）に実施する入札説明会において質問を行うほか、令和2年2月21日（金）から同年3月4日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和2年3月10日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県立こころの医療センターのホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年2月28日（金）から同年3月13日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

なお、3の(5)の和歌山県立こころの医療センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和2年3月23日（月）までに郵送により送付する。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、令和2年4月7日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和2年4月10日（金）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

#### 9 その他

この競争入札による契約の締結は、令和2年2月和歌山県議会において、当該契約に係る令和2年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合は、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

## 和歌山県告示第250号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コメリパワー和歌山インター店  
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示  
令和元年和歌山県告示第521号
- 3 意見の概要
  - (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
  - (2) 騒音振動の発生源対策を図り、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。
  - (3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。
  - (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
  - (5) 工事現場近くの道路は、紀伊小学校及び紀伊中学校の通学路付近になっています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。
- 4 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 令和2年2月21日から同年3月23日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

## 和歌山県告示第251号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字三瀬川字入山549・551（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
有田郡有田川町大字三瀬川字入山549・551（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。



エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第252号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中芳養字津志野1290の110
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

田辺市中芳養字津志野1290の110（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第253号**

令和2年和歌山県告示第10号（以下「告示第10号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方

岩本茂義

岡田行雄

- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第10号のとおり

---

**和歌山県告示第254号**

令和2年和歌山県告示第65号（以下「告示第65号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
倉橋まさ子  
藤本きくゑ
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第65号のとおり

**和歌山県告示第255号**

令和2年和歌山県告示第89号（以下「告示第89号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
田中啓司朗
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第89号のとおり

**和歌山県告示第256号**

令和2年和歌山県告示第90号（以下「告示第90号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
山本松枝
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第90号のとおり

**和歌山県告示第257号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区域	区分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町和深、田並、有田、潮岬、出雲、鬮野川又は串本に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	串本小型定置

## 和歌山県告示第258号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3476	岩出市金池字貴能地452番2の一部、453番1の一部、里道	和歌山市太田一丁目12番26-13号 株式会社恵昭不動産 代表取締役 太田恵示	令和 2. 2. 6	6. 00 } 6. 20	81. 46

## 和歌山県告示第259号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、文書等てい送業務民間委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

## (1) 調達役務の名称

文書等てい送業務民間委託業務

## (2) 調達役務の内容等

文書等てい送業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年2月21日（金）現在において、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(8) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(9) 和歌山県内において特定信書便を送達することができることを内容とする民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定による特定信書便事業の許可を受けている者であること。

(10) 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第4条の規定による公安委員会の認定を受け、かつ、法第2条第1項第3号に規定する業務の届出を行っている者であること。

(11) 貴重品運搬警備業務用車両を2台以上保有し、てい送物品の搬送途中に交通事故等が発生した場合、

予備車を配車する等、遅滞なく適切な対応をすることができる者であること。

- (12) 法第23条に基づく検定で、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第1条第6号に規定する貴重品運搬警備業務に係る検定の検定合格警備員を2人以上雇用している者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）及び定款

ウ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 使用印鑑届

カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

キ 運転員等勤務計画予定表

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）から（10）まで及び（12）に掲げる資格を証する書面

サ 2の（11）に掲げる要件を満たすことを証する書面

- (2) (1) のイからエまで、カ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、オ及びキからケまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年2月21日（金）から同年3月2日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある場合は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、令和2年2月21日（金）から同年3月3日（火）午後5時までの間に和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

- (2) 日時

令和2年2月27日（木）午前11時

### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和2年2月21日（金）から同年3月6日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

### 6 資格審査申請書類の配布の場所

警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1  
郵便番号 640-8588  
電話番号 073-423-0110（代表）  
ファクシミリ番号 073-423-0560

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年3月13日（金）までに通知する。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和2年3月17日（火）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、令和2年3月19日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

### 和歌山県告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

- (1) 事業年度  
令和2年度
- (2) 調達役務の名称  
警備員指導教育責任者講習業務
- (3) 調達役務の内容等  
警備員指導教育責任者講習業務の委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 契約期間  
令和2年4月1日（水）から同年11月30日（月）まで

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、令和2年2月21日（金）において次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 警備員指導教育責任者講習を行う講師にあつては、最近3年間に一般社団法人全国警備業協会が実施

する講師講習会（警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関する講習）の課程を修了した者を、当該業務の区分ごとに最低2名以上確保していること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2の（8）に掲げる要件を満たす本事業の講習を行う講師名簿及び当該要件を満たすことを証する書面

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、（1）のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和2年2月21日（金）から同年3月2日（月）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うほか、令和2年2月21日（金）から同年3月3日（火）までの間に和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

### 4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

令和2年2月27日（木）午後1時30分

### 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、令和2年2月21日（金）から同年3月6日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

### 6 資格審査申請書類の配布の場所

生活安全企画課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-433-7656

#### 7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により令和2年3月13日（金）までに通知するものとする。

#### 8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、令和2年3月17日（火）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、令和2年3月19日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 公 告

### 入 札 公 告

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年2月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 調達業務の名称

令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託

##### (2) 調達業務の内容

和歌山県立こころの医療センターの病院清掃業務を実施する。

その他の内容は、仕様書による。

##### (3) 契約期間

令和2年5月1日（金）から令和3年9月30日（木）までとする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和3年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第249号に規定する令和2年度及び令和3年度和歌山県立こころの医療センター清掃業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

##### (2) 期間

令和2年2月21日（金）から同年3月11日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日という。」）を除く日の午前9時から午

後5時まで

#### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

##### (1) 場所

3の(1)に同じ。

なお、和歌山県立こころの医療センターのホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050112/050112.html>) から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

##### (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、令和2年2月21日（金）から同年3月4日（水）までの間において、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

(4) (3)の質問に対する回答は、令和2年3月10日（火）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1)の和歌山県立こころの医療センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

和歌山県立こころの医療センター A会議室（診療管理棟 2階）  
和歌山県有田郡有田川町庄31

##### (2) 日時

令和2年2月28日（金）午前10時

#### 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

5の(1)に同じ。

##### イ 入札日時

令和2年4月1日（水）午前10時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを提出すること。

#### 7 入札の方法に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りでない。

(4) 郵送による入札は認めない。

(5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。



## 8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。また、本県から入札参加資格要件不適格認定の通知を受けた者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

## 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。  
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札には、和歌山県立こころの医療センター事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県立こころの医療センター事務局の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

## 11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

## 12 契約書の要否

要

## 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 その他

- (1) この一般競争入札による契約の締結は、令和2年2月和歌山県議会において、当該契約に係る令和2年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合は、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

- (2) この一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のと

おりとする。

ア 名称

和歌山県立こころの医療センター事務局総務課

イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町庄31番地

郵便番号 643-0811

電話番号 0737-52-3221

ファクシミリ番号 0737-52-5571

- (3) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Cleaning service of Wakayama Prefecture Mental Health Care Center 1 Set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 1 April 2020

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Wakayama Prefecture Mental Health Care Center,

31 Sho, Aridagawa Town, Arida-Gun, Wakayama Prefecture, 643-0811, Japan

TEL 0737-52-3221

FAX 0737-52-5571